

第1回特定最低賃金専門部会合同部会議事録

(一般機械器具製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、各種商品小売業最低賃金専門部会)

1 日 時 令和4年9月7日(水)午前10時00分～

2 場 所 岡山市北区下石井1-4-1
岡山第2合同庁舎 2階共用会議室ABC

3 出席者 ① 一般機械器具製造業最低賃金専門部会
公益代表委員 富 永 優 子
西 田 和 弘
横 山 純 子

労働者代表委員 井 上 明 夫
西 崎 知 佳
本 岡 諒 一

使用者代表委員 上 田 哲 也
田 中 三 郎
鶴 海 元

② 自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会
公益代表委員 岡 山 一 郎
横 山 純 子

労働者代表委員 浅 沼 英 樹
小 橋 政 次
宫 原 俊 友

使用者代表委員 石 黒 和 之
羽 柴 祐史郎
向 谷 隆

③ 船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会
公益代表委員 岡 山 一 郎
益 田 佐和子
米 山 毅一郎

労働者代表委員	大 本 敏 文 高 山 伸 男 野 瀬 仁 志
---------	-------------------------------

使用者代表委員	池 田 実 加 錦 織 勝 輝 松 村 信
---------	-----------------------------

④ 各種商品小売業最低賃金専門部会

公益代表委員	富 永 優 子 西 田 和 弘
--------	--------------------

労働者代表委員	日下部 雅 淑 阪 口 林 森 本 翔 大
---------	-----------------------------

使用者代表委員	羽 賀 之 雄 槇 野 博 通
---------	--------------------

事務局	労働基準部長	子 安 成 人
	賃金室長	浮 森 香 葉
	賃金係長	遠 藤 英 文
	監察監督官	諏 訪 雅 浩

4 議 事

遠藤係長

ただ今から、岡山県一般機械器具製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、各種商品小売業の特定最低賃金専門部会合同部会を開催いたします。

本日の審議会は公開ですが、傍聴希望の申込みはありませんでした。

今年度第1回目の専門部会でございます、部会長が選任されるまでの間、司会進行を事務局で務めます。

本日の合同専門部会は4業種の委員に御出席いただいております。

感染症対策のためのアクリル板と、マスク着用等に引き続き御協力をお願いします。

部会委員の御紹介につきましては、私がお一人お一人の名前をお呼びしますので、着座したまま一礼をお願いします。

まず、公益委員ですが、向かって左より

船舶製造業の米山委員、

自動車製造業と船舶製造業の岡山委員、

一般機械器具製造業と各種商品小売業の西田委員、

一般機械器具製造業と自動車製造業の横山委員、

船舶製造業の益田委員、

一般機械器具製造業と各種商品小売業の富永委員、

続いて労働者側委員ですが、

一般機械器具製造業の西崎委員、井上委員、本岡委員、

自動車製造業の小橋委員、宮原委員、浅沼委員、

船舶製造業の野瀬委員、大本委員、高山委員、

各種商品小売業の阪口委員、日下部委員、森本委員

続いて使用者側委員ですが、

一般機械器具製造業の鶴海委員、田中委員、上田委員、

自動車製造業の石黒委員、向谷委員、羽柴委員、

船舶製造業の錦織委員、松村委員、池田委員、

各種商品小売業の楨野委員、羽賀委員、

続きまして、事務局の職員を紹介します。

子安労働基準部長、浮森賃金室長、諏訪監察監督官、私、賃金係長の遠藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、定足数について報告いたします。

一般機械器具製造業は全員が御出席、自動車製造業は公益委員の國光委員が御欠席ですが、他の委員8名が御出席でございますので、最低賃金審議会令5条2項の定足数、全委員の3分

の2以上、又は、公労使各委員3分の1以上の出席を満たしておりますことを御報告いたします。

このほかの船舶製造業は全員が御出席、各種商品小売業は公益委員の片山委員、使用者側委員の高橋委員が御欠席ですが、他の委員7名が御出席でございますので、最低賃金審議会令5条2項の定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

本日、御審議いただく付議事項の説明をさせていただきます。

- (1) 各特定最低賃金専門部会 部会長・部会長代理の選任について
- (2) 合同部会座長の選出について
- (3) 特定最低賃金専門部会における審議の進め方について
- (4) 特定最低賃金専門部会の運営について
- (5) 資料の説明について
- (6) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
- (7) 今後の審議日程について
- (8) その他

でございます。

本日は、第1回目の審議に入ります前に、子安労働基準部長より御挨拶を申し上げます。

子安部長

岡山労働局労働基準部長の子安でございます。昨年に引き続きましてよろしくお願ひいたします。

本日は台風一過の状態、大変良い天気になり、一安心しているところですが、皆様におかれましては大変御多忙の中、これだけの人数の皆様にお集まりいただきまして、まずは御礼申し上げます。

昨年度に引き続き、産業別特定最賃7業種の必要性審議の段階から専門部会を設置し、臨時委員の皆様を含めて今年度も関係労使で議論を行っていただくことになりました。

県内すべての業種の企業と労働者に適用される地域別、岡山県最低賃金と呼んでおりますが、こちらが10月1日から30円引き上げて時間額892円となります。8月上旬まで行いました審議では、物価高の影響が消費者である労働者の生活にとって大変厳しいという意見がございました。

一方で、企業間取引で企業も厳しい状況との意見や、県内では政府が取り組んでいる価格転嫁の取組について、確かに動いてもらっているのだけれど、なかなか県内で進んでいるという実感がないというような御意見も出され、今年度も大変難しい審議となりました。

このほか今年5月には、昨年度の特賃の審議に関する感想など、今後の審議のあり方に関して協議するという本審委員の皆さんによる全員協議会を行いました。その中の1つに、昨年度の発効日について、他局では例年どおり12月末ぐらいまでに発効しているところ、岡山では一番遅いもので2月発効と、遅れ具合が大きかったこともあり、そのようなやり方になっても1日でも早く発効できるようにという観点から、開始日を少しでも早くしましょうという御意見をいただきました。今年度皆様にかなり無理な日程調整をお願いしましたが、そういう事情もございまして、今後の日程調整も含めまして引き続き御協力をお願いいたします。

また、6月には使用者側委員の御意見を踏まえまして、3年ぶりに県内零細事業者の企業視察を公労使委員の皆さんで行いました。

さらに、業務改善助成金という中小企業の生産性向上を支援する助成金について今年中賃の目安で2つ要望があり、1つには物価高に対応する拡充、もう1つは主にDランクのことになるのですが、東京都との格差が大きい、低い方のランクが少しでも上げやすくする、そういう要素の拡充という2つの宿題が出されておりまして、9月1日から拡充を行っております。岡山は前者の物価高を踏まえた拡充が対象になり、地賃が860円台の地域については、生産性向上がなくても9割補助が適用されます。9月末までの短期間になります、そういった申請についても働きかけていまして、1件でも申請が多くなるように努力しているところでございます。

現在、依然として第7波が続く感染症、そして、今申し上げました物価高、そして原材料の物流混乱の影響も依然として続いております。

一方で、少子高齢化による今後の人手不足、そして人材開発の必要性、働き方改革の対応について、これは業種によってそれをどう受け止めてどう対応するか様々であると思います。県内の実情を踏まえて、今年度の丁寧かつ真摯な御議論を皆様をお願いしたいと思います。

なお、特定最低賃金は各産業の労使のイニシアティブで審議が行われるという特性や、全会一致の原則といったことには変わりはないので、御理解と御協力のほどよろしくをお願いいたします。以上でございます。

遠藤係長

それでは議事に入らせていただきます。

まず、付議事項「(1) 部会長、部会長代理の選任」ですが、部会長及び部会長代理は最低賃金法において公益委員の内から選出することとされておりますが、これまでの慣例により各専門部会の公益委員で事前に協議を行い、候補を選んでいただいております。

まず、一般機械の部会長は横山委員。部会長代理は西田委員。

自動車・同附属品製造業の部会長は岡山委員、部会長代理は横山委員。

船舶製造・修理業、船用機関製造業の部会長は米山委員。部会長代理は岡山委員。

各種商品小売業の部会長は富永委員、部会長代理は西田委員。

ただ今、御紹介いたしました、各部会長、部会長代理について御了承いただけますでしょうか。

(異議なし)

遠藤係長

御了承いただきありがとうございます。

次に、付議事項(2)の本日の4業種の専門部会による合同部会の進行を進めていただく座長を公益委員から選出していただきます。

岡山委員

横山委員を推薦します。

遠藤係長

ただ今、横山委員にお願いしたいとの意見がございました。各委員の皆様、よろしいでしょうか。

(異議なし)

遠藤係長

以降の議事につきましては、横山座長にお願いいたします。

横山座長

本日の合同専門部会の座長を仰せつかりました横山と申します。どうぞよろしく願いいたします。

今年度の特定最低賃金の審議につきましては、昨年度に引き続き改正の必要性の審議から専門部会で行うことになりました。

5月に全員協議会が開催され、昨年度の審議の進め方に関する検証も行われましたので、その結果も踏まえた進行に努めさせていただきたいと思っております。労使のイニシアティブにより丁寧かつ効率的な特定最低賃金の審議を進めることに何ら変更はございませんので、各委員の御理解、御協力をお願いしま

す。

付議事項に入る前に、本日の議事録の署名人について決めておきたいと思います。

特定最低賃金運営規程第6条によりますと、部会長及び部会長が指名した委員2名が署名するものとなっておりますので、鉄鋼業専門部会の部会長である私と、労側は西崎委員、使側は鶴海委員にそれぞれお願いします。

本日の大まかな予定でございますが、まず付議事項(3)、(4)につきましては、本年度の審議の進め方などを事務局から説明していただきます。続いて、付議事項(5)の本日配付の資料説明についても事務局からお願いします。

その後、付議事項(6)の特定最低賃金改正決定の必要性の有無について審議を行うこととしますが、各専門部会の第1回目の審議として、各部会の労使双方から改正決定の必要性の有無に係る基本的な考え方を述べていただきます。

その際、事前の打合せが必要かと思っておりますので、資料説明の後に一旦休憩としまして、午前11時頃には再開したいと思います。各部会の労使より各側5分から6分程度でそれぞれ御発言をお願いします。審議時間が限られていることもあり、御協力をよろしくお願いします。終了予定時刻は、午前12時頃を予定しています。

それでは、付議事項(3)の今年度の特定最低賃金専門部会における審議の進め方について、事務局から説明をお願いします。

浮森室長

それでは説明させていただきます。

今年度の7業種の改正決定に係る申出については、いずれも形式的要件を具備しており、7月5日の本審で改正の必要性の有無について労働局長から諮問を行いました。資料のNo.2-①を参照ください。

今年度は、原材料の高騰や円安、新型コロナウイルス感染症の影響が各産業により様々であることから、本審で一括して審議することは難しいという意見、各産業の労使で議論を行うことは必要であるとの意見があり、昨年度に引き続き必要性の有無の段階から専門部会を設置して、各部会で必要性審議を行うこととなりました。最賃法第25条第1項に基づく専門部会となります。

必要性審議の専門部会で、必要性ありで全会一致となった場合は、金額審議を行うこととなります。全会一致とならなかつ

た専門部会については、審議終了となります。審議を効率的に進める観点から、「必要性の有無について全会一致で確認された場合、金額改正についても併せて調査審議をお願いします。」ことを8月2日諮問で追加し、かつ、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することで、本審を開催することなく、引き続き金額審議を行うことができるようにしております。これが資料No.2-②になります。

この段階で法第25条第2項に基づく金額審議の専門部会となり、委員は兼務です。ただし、金額審議にあたっては最賃則第11条に基づく意見聴取の公示手続が必要になるため、必要性有となった日から金額審議まで3週間空けることとなります。以上です。

横山座長

ただ今の事務局の説明について、委員の皆さん、いかがでしょうか。

(特になし)

横山座長

それでは次に、専門部会の結審方法など運営の詳細について引き続き事務局から説明してください。

浮森室長

今回、資料の中にフロー図を入れておりますので、フロー図を見ながら聞いてください。

審議会令第6条第5項の適用について、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」とされております。先ほど付議事項「(3)改正審議の進め方」でも説明したとおり、8月2日の審議会において、必要性審議の専門部会において全会一致の場合は、この規定を適用することで合意しております。従いまして、専門部会の決議を本審の答申とし、引き続き金額審議に移行します。また、金額審議の専門部会においても令第6条第5項を適用することで合意されています。

なお、必要性について全会一致とならなかった専門部会は後日本審に報告し、審議終了となります。また、必要性ありで全会一致となり、その後の金額審議において全会一致とならず結審した専門部会の産業につきましては、後日本審に報告の上、本審で審議が行われることとなります。以上です。

横山座長

ただいまの事務局の説明につきまして、委員の皆さん、いか

がでしょうか。

石黒委員 この資料の網かけの部分はどういう意味ですか。

浮森室長 この網かけの部分は、今回対象外の部分です。

石黒委員 分かりました。

横山座長 それでは、必要性審議、金額審議いずれの専門部会でも、審議会令第6条第5項を適用すること。2つ目として、必要性審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審に報告して審議終了となること。3つ目として、金額審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審で審議を行うことといたします。

次回以降の審議の公開・非公開につきましては、令和3年度においては、各委員の忌たんのない御意見をいただく必要があることから、非公開としていました。今回の必要性審議においても、同様の事情が考えられますが、各部会長、いかがでしょうか。

横山部会長 まず、私が担当します一般器具製造業専門部会においては、次回以降の専門部会の審議は、必要性の有無の段階から各委員の忌たんのない意見交換をする必要があることから非公開としたいと考えております。

岡山部会長 私が担当します自動車・同附属品製造業についても同様の事情により、非公開として審議を進めたいと思います。

米山部会長 私が担当します船舶製造業につきましても同様の事情から非公開として審議を進めたいと思います。

富永部会長 私が担当します各種商品小売業につきましても同様の事情から非公開として審議を進めたいと思います。

横山座長 ただ今、各部会長より、次回以降の専門部会の審議については非公開とする旨の意向が示されましたが、よろしいですか。

(異議なし)

横山座長 それでは、本日開催の4業種の第2回以降の専門部会を非公

開といたします。

付議事項「(5) 資料の説明」について、事務局から願ひします。

浮森室長

配付資料について簡単に御説明いたします。

資料No.3から説明させていただきます。

これは、日本銀行岡山支店が本年9月5日に発表した「岡山県金融経済月報」です。

概況としては、県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、持ち直しを続けている、として、令和4年4月以降「持ち直している。」という景気判断を継続しています。

最終需要をみると、個人消費は、持ち直しを続けている。

設備投資は、増加している。

住宅投資は、高めの水準で推移している。

公共投資は、高水準で推移している。

輸出は、名目ベースで増加している。

雇用・所得環境をみると、労働需給は引き締まり傾向が強まっており、雇用者所得は、緩やかに改善している、とされています。

次に、次ページの「(2) 生産」をみてみますと、主要製造業種ごとの足下の生産動向として、今日の専門部会関連の産業ですと、

農機具は、操業度は上昇している。

工作機械は、持ち直している。

自動車は、供給制約の影響は残るものの、持ち直しつつある。

造船は、緩やかに持ち直している。

なお、各種商品小売につきましては、前ページの实体经济のところ百貨店・スーパーの売上高は、改善ペースが鈍化している、とされています。

それから、次ページ以降につきましては、岡山県の主要経済指標が記載されていますので、後ほど御覧ください。

次に資料No.4、令和4年7月27日、岡山財務事務所発表の「岡山県内経済情勢報告」です。

総括判断では、「持ち直している。」としています。これは前回4月判断と比較し上向き判断となっています。

総括判断の要点としては、本年4月と比較し、個人消費と設備投資は上昇、企業収益は下降、生産活動、雇用情勢等の項目では、横ばいの状況です。

また、先行きですが、「感染対策に万全を期し、経済社会活動

の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、ウクライナ情勢の長期化や中国における経済活動の抑制の影響などが懸念される中での原材料価格の上昇や供給面での制約に加え、金融資本市場の変動等下振れリスクに十分注意する必要がある。」としています。

次ページ以降の各論では、個人消費の項目では百貨店販売に触れられています。また、生産活動の項目では、「自動車は一部に供給面での制約の影響がみられるものの、持ち直している。」、「造船は弱めの動きとなっている。」、「工作機械は、EV車向けの受注が増加していることから持ち直しつつある。」と解説されています。

また、次ページ以降、本報告の資料編となっておりますので、参考としていただければと思います。

次に、資料No.5です。岡山県が8月22日に発表した「岡山県鉱工業生産・出荷・在庫指数[速報]」の令和4年6月分です。

生産指数は対前月比0.9%増の95.9で2か月連続の上昇となっています。6月は生産、出荷、在庫いずれも上昇したとコメントしています。

3ページから指数等出ておまして、各産業の数値において、前年同月比、前月比等が確認できます。

次に資料No.6を御覧ください。労働局職業安定課が8月30日に発表した「雇用情勢」です。

有効求人倍率につきましては、7月の有効求人倍率は1.56倍となり、前月と比べ0.03ポイント上昇しています。

新規求人数につきましては、7月の新規求人数は、対前年同月比で7.8%増となり、9か月連続で増加しています。6ページの産業別では、Eの製造業が8.1%増、Iの卸・小売業で12.0%増となっています。参考指標としていただければと思います。以上です。

横山座長

ただ今の資料説明に対して、何か質問等がありますか。

(特になし)

横山座長

それでは、ただ今から休憩に入りますが、ちなみに、本日の4部会以外の他部会の状況等ございましたら御報告いただけないでしょうか。

浮森室長

御報告いたします。

日程調整につきましては、先ほど部長からもありましたように、御協力いただきましてありがとうございます。

当初、合同部会2回を想定していたのですが、都合がつきませんでした。3部会については単独開催とさせていただきます。

昨日、鉄鋼業について単独で開催いたしました。鉄鋼業につきましては、昨日の段階で労使ともに必要性ありということで結審となっております。以上です。

横山座長

ありがとうございます。

それでは、ただ今より休憩に入りたいと思います。この間を利用して労使の打合せ時間としていただければと思います。

時間としては15分程度を予定しております。

今、10時半を少し過ぎたところですので、再開は10時45分とさせていただきます。委員の皆さんよろしくお願ひします。

浮森室長

各労使の打合せのための部屋が準備できていないため、恐縮ですが、この会場かロビー等でお願ひしたいと思います。

(労使それぞれ打合せ)

(打合せ後、労使委員入室)

横山座長

付議事項「(6) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無」の審議に入ることといたします。

本日の審議ですが、各専門部会別に、労使各側より、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に対する基本的な考え方をお聞きすることにします。

時間等の関係もあり、専門部会の労使それぞれにおいて5分から6分程度での発言に御協力いただきますよう、お願ひします。

専門部会ごとに労使の意見発表が終わりましたら、その都度質疑の時間とします。

順番ですが、一般機械、自動車、船舶、各種商品小売業の順にお願いします。

横山部会長

では、一般機械器具製造業専門部会は私が担当させていただきます。

一般機械器具製造業専門部会の労使それぞれから基本的な考え方をお伺ひします。お聞きする順番は、労働者側委員、その

後使用者側委員にお願いします。

それでは、労側の代表の方、よろしくお願いします。

本岡委員

JAM山陽岡山県連絡会の本岡です。よろしく申し上げます。
まず、この一般機械器具製造業は日本の金属産業ですが、賃金の規模間格差というものが大きいと認識しております。金属産業が今なお多重下請け構造であり、今後、より一層グローバル競争にさらされる産業であるということも認識しております。

日本の三種の神器といわれる企業別組合とは違い、労働組合のない企業に賃上げが広がりにくいことが要因としてあると思っています。

特定最低賃金というのは、御認識のとおり、組織労働者が労使対等の元で行われた交渉を通じて締結した企業内最低賃金を、労使交渉を持たない未組織労働者に波及させ、産業全体での適正な賃金水準を確保するものと考えています。組織労働者と未組織労働者、正社員と非正規労働者、このような賃金格差を是正する役割を果たしていると考えています。

また、日銀短観の6月調査では、今年度の金属産業の業績見通しが全体として増収の予想となっていると書いてありましたが、一方で、原材料価格の高騰、製品価格への転嫁が困難であるという見通しから減益予想ということも認識しております。

経常利益の水準について、コロナ禍前の水準に回復しつつあるという指標も出ておりますが、先ほど申し上げました価格転嫁を含む取引環境の適正化を進めていくことが重要と考えています。

この金属産業の強みというのはバリューチェーン全体の総合力にあると思っています。この金属産業の魅力を高めるためにも、最低賃金の引上げによる賃金の底上げに取り組む必要があると思っています。

さらに、金属産業の人手不足感が強まっていると現場の者から聞いています。しかし、生産工程に関わる製造業に対する求職者の就職意欲が低下し続けているという現状もあります。

繰り返しになりますが、金属産業の魅力を高めるために賃金を引き上げ、底上げをすることは必要だと思っています。

また、参考までに、去年の特定最低賃金において、全国で金属産業に関わる特定最低賃金の申し入れを行った157件のうち、136件が必要性ありを引き出し、4円から32円の引上げを獲得しています。これを単純平均しますと23円に留まっていますが、中位数でいえば26円、最も多かった金額が28円ということで、

地賃に近い金額に引き上がったといえます。

コロナ禍の影響というのは勿論ありますし、金属産業を取り巻く環境が厳しいというのも重々承知していますが、多くの特定最賃でこれまでにない高い引上げ額を獲得した結果を踏まえると、本年度においても賃金の底上げ、格差是正を実現するために金額改正の必要性があると労働側の主張として述べさせていただきます。以上です。

横山部会長

では、次に使用者側の代表の方をお願いします。

上田委員

連合が7月5日に発表した2022年春闘の最終集計結果によりますと、基本給を底上げするベースアップと定期昇給を合わせた平均賃上げ率は2.07%で、6,004円です。前年度を0.29ポイント、824円上回っております。そのうち、300人未満の中小組合につきましては1.96%、4,843円、前年同期に比べ0.23ポイント、555円増ということになります。

また、岡山県経営者協会が発表した6月23日現在の県内企業の賃上げ率は1.99%、5,069円となります。また、帝国データバンクが6月17日から30日までに調査した景気動向調査によりますと、製造業の定期動向指数DIは40.8%ポイントで、前月比0.2%ポイント減で、2か月連続で悪化となっております。

自動車部品などを製造する輸送用機械器具製造業、化学品製造業は3か月連続で悪化ということで、半導体不足に加えて、上海のロックダウン、韓国の一時的な部品供給の停滞も拍車をかけておまして、メーカーからの受注が大きく落ち込んでいるなどの声が聞かれており、サプライチェーンの混乱による影響が続いております。

また、原材料価格の高騰が続く中、製造の仕入単価DIは78.6%ポイント、前月比で0.3%ポイント増、販売単価DI60.9%ポイント、0.7%ポイント増となっております。高水準での推移が続いております。

私どもの組合におきましては、中国電力から共同受電で高圧電力の供給を受けております。昨年燃料費調整単価が異常に高騰しておまして、経営に大きな影響を受けているところであります。ちなみに、今年7月の燃料費調整単価は1キロワット当たり5.22円、額にして484万6,000円となっております。昨年7月は燃料費調整単価が1キロワット当たりマイナス0.91円で、調整額はマイナス84万2,000円、今年7月と昨年の7月とを比べると570万円も余計に払っていることとなります。

さらに、8月の燃料費調整単価は高圧電力で1キロワット当たり、6.72円、7月と同じだけ使ったとすると、燃料費調整額は623万9,000円、9月は9.01円という単価が決まっております。7月と同じだけ使ったとすると、836万5,000円燃料費調整額を払わなければなりません。その上、私どもは年間単価契約をしておりますが、中国電力から来年4月から大幅に増加するのを覚悟しておいてくださいといわれています。このような現状です。

昨年と同じ主張をしますが、最低賃金の引上げというのは本来、低スキル労働者を中心に就業時間を増やそうとするインセンティブを与えるといわれております。しかし、日本では反対に、短時間労働に従事する女性配偶者などに対して就業の抑制を促している点に留意する必要があります。パートタイム労働者は時給が上昇すると労働時間が減少するという傾向が顕著にみられ、その結果、年収はわずかな増加に留まっています。

扶養の範囲内で働きたい人がたくさんいらっしゃる。そういう人は、当然時給が上がると働く時間を減らそうということになります。最低賃金上がるのに、中小企業、特に零細企業はその分を価格に上乗せすることができない、利益の確保ができない状況にあります。

最低賃金で働く短時間労働者の多くは、主婦や学生などであり、貧困層ではないと考えます。

最低賃金の審議では、生計費、賃金、通常の事業の支払能力が重視されます。2022年7月分の2020年基準の消費者物価指数で、全国の総合指数は102.3、前年同月比で2.6%上昇、岡山市の総合指数でも102.1、前年同月比の2.3%の上昇となっております。

次に、経営者協会が調査した県内企業の2022年賃上げ率は、製造業で2.11%となっております。また、県内景気は新型コロナウイルス感染症の影響などから、弱めの動きとなっているという発表がありました。

最低賃金の引上げにはその前提として、名目3%、実質2%の経済成長が必要であるといわれています。また、景気の回復が必要であることから、現状ではその状況にないと考えています。

岡山県最低賃金審議会は、県内の最低賃金を現行の862円から30円引き上げて892円とするよう答申しています。これは3.48%もの引上げであります。その根拠が理解できません。

製造業は好調といわれておりますが、それは大企業の話であ

って、私どものような中小・零細企業では原材料費の高騰と感染状況の悪化で事業環境は一段と悪化しており、企業業績は二極化していると言わざるを得ないことから、引上げの必要は感じられないというふうに思います。以上でございます。

横山部会長

ただ今、双方から御意見をいただきました。
質疑の時間とします。双方いかがでしょうか。

(特になし)

横山部会長

よろしいでしょうか。
それでは、発言者の皆さん、御苦勞様でした。
一般機械器具製造業専門部会の意見表明を終わります。

横山座長

次に、自動車製造業専門部会の岡山部会長、よろしくお願
いします。

岡山部会長

自動車製造業専門部会を担当いたします岡山でございます。
それでは、自動車製造業専門部会の労使それぞれから基本的
な考え方をお伺します。お聞きする順番は、労働者側委員、そ
の後、使用者側委員にお願いします。
それでは、労側の代表の方をお願いします。

浅沼委員

水菱プラスチック労組の浅沼です。私の方から発言させてい
ただきます。

本年の春闘の結果から述べさせていただきます。2022年メー
カー労組及び各部門における春闘につきましては、組合員のこ
れまでの不断の努力に報いることを最優先とし、社員・組合員
の暮らしの安定・向上が、腰折れしない力強い経済社会の構築
につながることから、全体の底上げ、格差是正を推し進めてい
くことが重要という基本的な考え方に基づき、取組を進めてま
いりました。

その結果、賃金引上げについては、平均妥結額は昨年より低
下したものの、労連全体の5割強の組合で、賃金改善分を獲得
する結果となりました。また、2014年から8年間、賃金改善分
が獲得できなかった23組合のうち、今次取組で9組合が賃金改
善分を獲得できたことは大きな進展と捉えています。

年間一時金については、付言付きも含め、6割以上の組合で
年間妥結となりましたが、いまだ季別交渉となる組合もあるこ

となどを考えると、取り巻く環境は厳しいと言わざるを得ないと考えております。

業績の動向については、自動車産業製造9社における2022年度通期予想は、半導体不足などによる先行き不透明感はあるものの、挽回生産や円安などを背景に多くの企業で増益を見込んでいると考えています。

部品企業におきましても2022年度通期予想は、各メーカーの挽回生産等により増収増益を見込んでいるものの、半導体不足や新型コロナウイルス感染再拡大による車載関連部品の工場稼働率の低下や物流停滞などといったサプライチェーン混乱の影響が懸念されているところです。

2022年度の自動車産業の見通しにつきましては、いまだ変異を続け、感染拡大の脅威が終わらないコロナ禍に加え、需給ひっ迫が長期化している半導体など、大きな要因により生産・販売の状況が左右される年となることが予想されています。

取り巻く環境は厳しさを増す一方、電気自動車の本格的な商品展開など2050年のカーボンニュートラルの実現に向けては大きな1歩を踏み出す年に位置づけられると考えております。

先行き不透明な状況にあるものの、今後も基幹産業である自動車産業が健全に発展するには、これまでどおり雇用の維持、拡大を進めながら、しっかりと自動車産業の魅力を伝えていくとともに、技術、技能を継承していくことは不可欠であると考えています。

世界的な原材料価格の上昇や、急速な円安など様々な要因が絡み合う物価上昇は我々の家計を直撃し、先行き不透明な社会不安などから労働者は消費を抑えざるを得ず、生活困窮は深刻さを増して経済は悪循環に陥っていると考えています。

そのような状況であるが故に、今後も一定程度の賃金改正を図りながら自動車産業の魅力を伝えていく必要があると考えています。

また、脱炭素の実現に向け、自動車産業を取り巻く環境は大きく変化しようとしている中であって、変化に迅速かつ柔軟に対応するためには、優秀な人材確保は最優先で取り組むべきと考えています。

自動車産業の活性化を図るためには、今後も最低賃金について公労使で十分に議論して歩みを進めていく必要があると考えます。

私の方からは以上です。

岡山部会長

次に、使側の代表の方をお願いします。

向谷委員

使側の意見を私から述べさせていただきます。

まず、我々が把握している業界の状況ですが、我々の主要取引先のベンチマークである三菱自動車水島製作所の状況を申し上げます。

年度ごとの水島製作所の生産状況をみると、2021年度は、2019年度の62%の推移でした。非常に厳しい年でした。

2022年計画は、28万8,000台ということで、対前年比139%の伸びを計画しています。新型軽四は御存知のようにOEMともに評判も良く、ヒット商品になっています。

しかし、2022年4月から7月の推移をみると、計画に対する生産の遅れが顕著になっています。これは名古屋の岡崎製作所についても同様で、水島製作所は計画に対して61%、岡崎製作所に関しては計画に対して65%になっております。原因は半導体不足、コロナ、ウクライナ戦争などが部材の供給に影響を及ぼしており、完成車の受注があっても納品できない状況となっております。

次に、ウイングバレー12社の2021年の売上高は1,038億円で、対前年では19%増、従業員数は3,747人です。コロナによる景気後退から立ち直りつつありますが、ここに来て各カーメーカーの生産遅れの影響を被っています。21年度の各社の賃上げや賞与の支給実績は、厳しい経営のかじ取りが続く中、低水準に留まっています。各社の取組は一律に定義できるものではなく、自動車産業頼りからの構造改革も一様ではありませんが、地域経済を支えるために、まず、雇用の維持に努めています。

次に、最低賃金をめぐる状況についてです。

岡山県の最低賃金の推移をみると、自動車の特定最低賃金と県最低賃金との差は2015年には104円あったものが、2021年は74円に縮小しています。自動車と鉄鋼業との差は、2015年の35円差から49円差と拡大しています。これは、経営努力を超えた環境の変化を、県内自動車部品製造業が経験してきたことに起因しています。

ここに来てのロシアによるウクライナ侵攻後のエネルギー価格の上昇、消費者物価の世界的上昇、急激な円安の進行による輸入品価格の上昇は、従業員の生活を圧迫しており、魅力ある産業としての雇用維持を考える際には、労使がひざ詰めで労政について討議すべき時代が到来しています。単なる賃金交渉のみならず、柔軟な働き方の選択と、高年齢者の活用など、検討

すべき事項は多いと考えています。

最後に今年度の最低賃金について、日本全体が世界経済から取り残される瀬戸際ともいえ、産業の競争力の維持と、従業員の生計維持のバランスを取りながら議論を進める必要があります。また、県内最低賃金で就労している他業界の実態についても知しつしておくことは、地域経済への責任としても必要と考えます。

以上、使側の意見を述べさせていただきました。

岡山部会長

双方から御発言をいただきました。これから質疑の時間とします。いかがでしょうか。

石黒委員

私から一言追加でお話をさせていただきたいと思います。

自動車産業の特徴としまして、自動車メーカーは半導体不足による減産はあるもの、商品不足によって販売価格は高めに上昇しています。それに加えて円安効果もあり、非常に景気がいい、減収だけど増益だという状況にあるのではないかと思います。

半面、最低賃金に一番影響を受ける下請け、零細企業においては、円安メリットはほとんど享受できず、逆に円安によるエネルギーコストや原材料費の上昇によって円安が付加価値を下げています。円安によるエネルギー価格の上昇と原材料価格を十分に価格転嫁できていない状況があると感じております。

付加価値が上昇せずなかなか生産性の向上に結び付かない状況下において、最低賃金だけを上げるとするのは難しいのではないかと感じております。足下の状況では最低賃金を上げるとするのはなかなか難しいと思います。サプライチェーン全体できちんと付加価値がいきわたるといったことが実感できなければ、最低賃金だけを上げるのは難しいのではないかと思います。

岡山部会長

よろしいでしょうか。

(特になし)

岡山部会長

発表者の皆様、御苦勞様でした。

これで自動車製造業専門部会の意見表明を終わります。

横山座長

では、次に船舶製造業専門部会の米山部会長、よろしくお願ひします。

米山部会長

船舶製造業専門部会を担当します米山でございます。

船舶製造業専門部会の労使それぞれから基本的な考え方をお伺いします。お聞きする順番は、労働者側委員、その後、使用者側委員にお願いします。

まず、労側の代表の方をお願いしたいと思います。

大本委員

三井E & S 労連の大本から労側の意見を申し上げたいと思います。

まずは、造船業を取り巻く状況等についてでございます。

昨年、2021年度の世界の新造船受注量は8,507万総トンとなりました。これは前年から2倍の増加です。その背景としましては、海運市況の大幅な改善、現在海運業もかなり好景気でございます。それによりまして、船主の投資マインドはかなり増加しているということがあります。また、海事産業については環境規制に対応する船をこれから送り出していって、脱炭素社会に対応しなければならないという状況に置かれていますが、そういった投資意欲が増しているので、環境規制強化対応船の新造船の発注がかなり増えてきています。これは世界的にそういう流れになってきています。

これを受けて、日本の造船業はどうかというところですが、こちらにつきましても一昨年から受注環境は改善されてきています。国内メーカーにおいてもこれまで受注が非常に厳しかったわけですが、そういった世界的な流れも受けて2年先、3年先と船台が埋まっている企業も増えてきています。これは環境規制対応船が主なものになっていきますし、世界の荷動き量をみましても非常に右肩上がりとなっていることから、今後もその流れは続いていき、中長期的には造船市場はこれから回復拡大傾向にあるとみています。

それから、国内の造船業を守るという意味では、昨年も発言しましたが、国が海事産業強化法を作り、後押しをしてくださっています。国内製造メーカーにおける税制面の優遇もありますが、発注側である国内の海運会社についても、先ほど申しました環境性能に優れた船を発注するとか、船員の省力化に資する高品質船の船舶を導入するとか、こういった場合にも国が支援をするということがこの法律にも記されておまして、発注、建造を後押しするような環境が徐々にできつつあります。

足下では資器材の高騰というコスト増の要因もあるのですが、将来に向けて2年、3年、4年と船は一隻作るのにかなり時間もかかりますし、その受注の状況が今後大きく影響が出てくる

ので、明るい兆しが見えつつあります。それに対して安定的に生産ができる体制をいかに構築していくかが、今、造船業における課題であると認識しています。

造船業は非常に過酷な労働環境でございまして、高所作業を伴う、また、狭い場所、火を使う、こういうことで非常に肉体的、精神的負荷が高い、そして危険度も高い産業でございます。

産業の特性として、労働集約型の産業である造船業は技能、技術をいかに蓄積して長く務めてもらうか。そして、まずは、造船業の魅力を高めて、造船業で働いてもらえるかどうか、ここが大きな課題となっているのですが、足下では、人材採用の面ではなかなか過酷な産業というところもあり、募集しても人が入ってこないというような状況にあります。そして、その労働力というのは、減少の一途をたどっている状況にあります。

産業を支える人をまず確保するということから考えますと、最低賃金も魅力の1つとしてしっかりアップしていったら、人材の確保につなげていくというのが課題でございます。

船舶製造業を取り巻く環境を踏まえて、賃金改定の必要性ということでは、先ほどから申していますが、優秀な人材の確保、それから、高機能の長期蓄積型産業である造船業、こういうことを踏まえた高度な技能、技術を要する人材の確保が喫緊の課題であると考えています。

技能技術を伝承し、しっかりと地域発展につなげて岡山県においてもその役割を果たしていかなければなりません。また、賃金改善の状況については、昨年の春闘で総合大手では1,500円の賃金改善がなされました。専門メーカーにおいても人材の採用不足という背景を受けて、大手以上の賃金改善を行ったということもあり、一昨年、その前年とは環境が変わってきている状況です。

産業については、組織労働者のみならず協力会の方とか、そういった方も非常に多く働いておりまして、未組織労働者の魅力を向上するためにも、賃金アップを図り、安定的な人材確保につなげていく必要があると考えています。

特定最低賃金に関しては、労使でそういった課題を共有しながらしっかり議論をするという意味で、改定の必要性はあると主張させていただきたいと思っております。以上でございます。

米山部会長

ありがとうございました。

それでは、使側の代表の方をお願いします。

新来島サノヤス造船の松村と申します。

使用者を代表しまして、船舶製造修理業の経済情勢及び今後の見通し、並びに、雇用情勢と賃金改定の必要性について述べさせていただきますと思います。

まず、業界の経済情勢と今後の見通しですが、2021年度の造船業においては、コンテナ船の好決算、また、バルカー市況においては約10年ぶりに高値となり、コロナ禍において移動制限が続く、営業活動に制限がかかっているにも関わらず、新造船の発注・需要の急回復につながりました。

この新造船の需要の急回復によって受けた恩恵の一つが、造船各社の仕事不足の解消であります。約1年前は引き合い案件が少ない中、通常2年程度の手持ち工事量が必要といわれる中、約1年の手持ち工事量と非常に厳しい状況でした。

ところが、現時点においては最低2年分、長い造船所では3年程度の受注残を確保しているといわれており、2022年の6月末時点で日本における手持ち工事量は前年同月比13.9%増の500隻、約20.5百万トンという実績となりました。

もう一つの恩恵としましては、船価の上昇です。船種にもよりますが、バルクキャリアでは2020年アベレージが27百万US\$だったものが、今年6月では37百万US\$と約3割以上の上昇となっており、リーマンショック前の水準ではないもののそれ以降では最も高い水準となっています。

とはいえ、造船所から見れば、10年前から比較すると建造にかかるコストが上がっており、現在の船価の上昇では十分ではないと考えております。

具体的な理由としましては、10年前と比較しましてバルクキャリアもタンカーも構造規則の変更で鋼材使用量の増加、並びにバラスト水処理装置など、高価な機器の搭載によるコスト増となっております。

船の値段は海運市況により船価が左右され、製品への価格転嫁が難しい業界となっておりますが、今回の船価の上昇はこれまでのコスト増が反映され、ようやく妥当な水準になったと認識しております。加えて、直近の最大の課題として、急速な鋼材価格の上昇が挙げられると考えています。

日本造船工業会の資料によりますと、船価が20%上昇している期間に鋼材価格が60%以上上がったとされており、コストに占める鋼材比率を考慮しても、船価が追い付いていない状況になっていると考えています。

ドル建て契約が多い大手造船所であれば、直近の為替円安傾

向の恩恵を受けた部分もありますが、中小造船所においては円建て契約が主体となっており、さらに厳しい状況となっております。鋼材価格については今後更なる値上げ要請もあり、予断を許さない状況と考えています。

そのような状況の中、海洋国家日本の礎を強化すべく、2021年8月に海事産業強化法が施行されました。造船会社の生産性向上、再編を通じた事業基盤強化、環境にやさしい船舶を導入する海運会社を長期低金利、税制面で支援する体制ができたものとなります。

また、カーボンニュートラル社会の実現と経済安全保障を両立した上で、民間造船所が健全な発展を支援することを目的としておりますが、ロシアによるウクライナ侵攻など世界情勢が不安定な状況の中、具体的かつ加速した支援が求められており、その取組の一つが船舶用LNG燃料タンク製造の内製化となります。

今後、船舶の主燃料は、重油からLNGへの切替えが主流になると考えられていますが、現在主要部品である燃料タンクの製造は、主に中国からの調達に依存する形となっております。今後の国内需要への納期、価格への対応として、当社においても政府支援を受けた形でタンクの内製化への取組を開始しました。

以上が業界及び弊社を取り巻く環境となります。

続いてこれまでの情勢を基に、産業別最低賃金改定の必要性についての意見を述べたいと思います。

これまで申し上げたとおり、造船会社は今後2年から3年分といった一定の仕事量を確保しております。造船業は製造業の中でも労働集約型産業であり、これまでも一定の労働力確保及び維持を課題と考えておりました。今後は確保した操業量に応じた生産体制の構築が重要な課題となっておりますが、これまでの低操業時における人員計画を見直す必要があり、技能職のみならず、設計・生産管理・調達等あらゆる分野での人材確保が必要と考えております。

直近7月の内閣府による月例経済報告によりますと、新型コロナウイルス感染再拡大、ウクライナ情勢の長期化、原材料価格の高騰など、様々な経済リスクがある中においても景気は緩やかに持ち直しており、雇用情勢も持ち直しているという報告がなされています。

そのような中、岡山県船舶部門においても特定最低賃金の改定については過去の審議と同様、現在の情勢に対する課題の議論が必要と考えておりますが、造船会社を支えている船用メー

カー、部品メーカー、協力会社など、労働組合を持たない厳しい環境を強いられている立場の方たちの考えも取り入れながら、慎重な議論が必要と考えています。

結論としましては、改定の必要性につきましては、次回個別の協議の中で決定していきたいと考えています。以上です。

米山部会長

ありがとうございます。

双方から御発言をいただきましたので、これから質疑の時間とします。いかがでしょうか。

(特になし)

米山部会長

特にございませんか。

それでは、発言者の皆様御苦勞様でした。これで船舶製造業専門部会の意見表明を終わります。

横山座長

それでは、引き続き各種商品小売業専門部会の富永部会長、よろしく申し上げます。

富永部会長

各種商品小売業専門部会を担当します富永でございます。

各種商品小売業専門部会の労使それぞれから基本的な考え方をお伺いいたします。お聞きする順番は、労働者側委員、その後、使用者側委員をお願いいたします。

まず、労側の代表の方をお願いしたいと思います。

森本委員

全天満屋労働組合の森本と申します。労側を代表して意見を申し上げます。

社会情勢につきましては、先ほど皆様のおっしゃられたとおり、原材料高、物価高、そしてコロナの第7波という社会情勢の中、消費者へ生活必需品を届けるために、感染のリスクを感じながら毎日業務に取り組んでいる状況でございます。

雇用情勢に目を向けますと、流通産業につきましては新店の出店でありますとか、営業時間、営業日数、営業日の問題等から人手不足が前々から指摘されています。

特に生活必需品を扱う業態につきましては、今後のウィズコロナ禍でも一定の顧客需要は間違いなく、それに対応する店頭販売要員の確保の必要性は高いと考えております。

また、あらゆる効率化により、正社員と有期雇用社員や、パート、アルバイトの役割分担がより一層明確化され、最低賃金

適用の労働者、とりわけ店頭で働く労働者への依存度が更に高まっていくことが考えられます。

人材不足は勿論、全産業に深く関連する問題というふうに思っておりますけれども、その中でも、流通産業における人手不足感というのはかねてより強い傾向にあると考えております。こうした背景が既存社員の負担軽減や業態のイメージ向上になかなかつながらず、結果として、定着率の低下、採用に大きく影響していると考えております。

そうした深刻な人手不足による人材確保や定着が喫緊の課題であり、流通産業ではパートタイマーなどの非正規労働者の賃上げの動きが広まっています。実際U Aゼンセンでは、今春のパートタイマーへの賃上げ率というのは7年連続で正社員を上回っている状況でございます。

各企業を取り巻く環境の厳しさというのは理解している一方、小売業界にとって有期雇用社員やパートタイマーは、企業や店舗を運営する上で欠くことのできない存在となっています。

また、コロナ禍を経た将来、流通産業が働きやすい魅力的な環境であるためには、厳しい環境においても産業全体の継続的な発展と魅力向上を見据え、また、非正規労働者の多い産業であることを踏まえると、最低賃金を引き上げていく必要があるというふうに思っています。

また、パートタイマーの収入増で世帯収入が増えれば、力強さを欠く消費の下支えにもなるというふうにも考えています。

加えまして、現行の最低賃金の水準は他の産別、隣県同産別と比較した場合、低位な状況となっており、当該産業の魅力向上の足かせとなっている状況でございます。

また、産業内では顧客満足度の向上や、より質のいいサービスの実現に向けてDXなどが注目されており、先ほど申し上げたとおり、小売業を取り巻く厳しい経営環境に理解を示す一方で、こうした新たな価値観でありますとか、技術に対応できる多様な人材の確保がより一層重要になりますし、産業界における人材確保に対する競争が生じた際にしっかりと対応するためにも、最低賃金の引上げが必要であると考えております。

ただ、地賃との差もなくなってきておりますので、引き続き労使でイニシアティブを持って、次回以降しっかりと審議をしていきたいと考えています。以上です。

富永部会長

ありがとうございました。

次に、使側の代表の方、よろしく申し上げます。

槇野委員

使側は、槇野の方から説明をさせていただきます。

業績につきましては、先ほどの資料説明にありましたとおりですので割愛いたしますが、引き続きコロナ禍で先行きが非常に不透明な状況です。今後も感染状況に大きく左右されることもありますので、そういった中でなかなか楽観視はできない状況であります。

一方で、様々な業態の皆様からもありましたように、原材料費の価格高騰や、電力料金の高騰については大きく影響を受けています。消費者である従業員の生活にも大きく影響があるとは思いますが、当然のことながら、企業にも大きな影響を及ぼしています。

消費者に最も近い各種商品小売業に関しては、価格転嫁がなかなか進みにくいのは常識だと思います。サービス、商品に価格転嫁をすると、比較的ネガティブに捉えられるのは否定できないということもあり、転嫁は進めているものの、時間がかかるということは業態の特性として御理解いただきたいと思います。

日本全体がそうなのですが、生産性向上という観点で考えると、小売業の生産性は非常に低いといわれており、様々なデジタル化、効率化を進めながら、生産性向上を進めています。そこにはコストや、投資がかかっているものもありまして、国の支援があるものもあるのですが、すぐには進まないのが現状です。こういったことも急激に進めると、雇用に影響が出ることも考えられますので、十分丁寧に進めなければならない環境であることも御理解いただきたいと思います。

一方で、特定最賃も去年あたりから更に金額が上がってきています。各種商品小売については、影響率等の資料からもお分かりのとおり、引上げが多く従業員に影響するという産業特性もあります。ですので、当然、慎重に進めていかなければならないということもありますし、一方で、パートの103万円問題ということもあります。出勤できる日数が減ってくると、パートさんをどのように編成していくのか、何日出勤してもらうのかということについても大きく影響が出てきます。必要最低限の要員でやっている店舗が多いということもありますので、そういったところについても慎重な議論が必要なのではないかと考えております。

それから、労側からのお話にもありましたとおり、各種商品小売の県最賃に対する優位性については厳しい状況になってきておりまして、全国の状況をみると県最賃に委ねるといってこ

ろも出てきております。当県におきましてもそういった点を根本的にどうしていくのかという議論は避けて通れないと考えておりまして、今期については来年度以降のこともしっかりとした議論を労使で行っていく必要があると考えています。

必要性の有無については、次回しっかりと審議をしていきたいと考えていますが、状況としては非常に厳しいということをお伝えして私からの発表を終わりたいと思います。

富永部会長

ありがとうございました。
双方から御発言をいただきました。
質疑の時間といたしますが、いかがでしょうか。

(特になし)

富永部会長

特にないようですので、皆さんありがとうございました。
各種商品小売業専門部会の意見表明を終わります。

横山座長

皆様、ありがとうございます。
4部会それぞれ労使から考え方をお聞きしましたが、全体を通しての質疑の時間とします。産業間の横断的な質疑等、委員の皆さんから何かありましたらお願いします。

(特になし)

横山座長

各産業において述べられた労使の御意見を踏まえ、次回以降の各専門部会において慎重かつ効率的な審議が行われるよう、各委員の皆様の御協力をお願いします。
次に、付議事項「(7) 今後の審議日程」について事務局から説明してください。

浮森室長

審議日程の調整につきましては、各委員の皆様から御都合をお聞きし、できるだけ各委員の御出席をいただけるよう調整をさせていただきました。その上で、先般、2回目までの通知を差し上げています。3回目以降については、審議の進行状況により今後調整をさせていただくということで、よろしく願いいたします。

横山座長

ただ今、事務局より説明がありましたが、今後の審議日程につきまして、委員皆さんの各段の御協力をよろしく願いしま

す。

次に付議事項「(8) その他」ですが、事務局から何かありますか。

浮森室長

1点、確認をさせていただきます。

本日の第1回特定最低賃金専門部会は公開として開催しております。議事録を作成し、これを公開します。第2回以降の専門部会につきましては、先ほど非公開とすることが確認されましたので、議事要旨を作成し、公開することとしてよろしいでしょうか。

それからもう1点、この場の審議の状況を写真に撮らせていただいて、労働局のツイッターに上げさせていただきたいのですが、御同意いただけますでしょうか。

(同意する声)

浮森室長

ありがとうございます。以上です。

横山座長

議事録、議事要旨の取扱いについてはそのようにお願いします。

委員の皆さん、何かございませんか。

宮原委員

賃金室から御報告はなかったのですが、岡山局のホームページのトップページに最低賃金のアイコンがあって、ワンクリックで見られるようになっていましたし、助成金の関係ですね、生産性向上を支援する業務改善助成金なども見られるようになっていましたので、そういった意味では最低賃金が見やすくなっているのかなと思います。情報共有ということでお伝えさせていただきます。以上です。

横山座長

そのほかにありませんでしょうか。

(特になし)

横山座長

それでは、本日、合同部会として4業種についてそれぞれ労使から意見を聞かせていただきましたので、それらを踏まえて次回からの専門部会で審議をお願いします。

また、必要性審議は0円か、1円以上引上げを行うか、それが争点ですので、その点を再確認いただき、効率的な審議にも

御協力をお願いします。

これもちまして4業種合同の第1回特定最低賃金専門部会
を終わります。

長時間にわたる御審議大変御苦勞様でした。